

三重県聴覚障害者支援センター事業計画要旨

申請者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会

1. 三重県聴覚障害者支援センターの運営上の基本方針

- 聴覚障害者が地域社会や日常生活で抱える意思疎通の障壁を解消し、聞こえる人と聞こえない人が心のバリアをなくし、お互いに尊重し合いながら、地域社会で共に暮らせるよう取り組みます。
- 聴覚障害者一人ひとりが「生きがい」を感じ、「生活の質（QOL）」を高め、地域社会で活躍できるよう、意思疎通支援や相談支援、災害支援活動を通して、支援を行います。
- 聴覚障害者や県民の視点に立った運営を行い、共生社会の実現のため、三重県社会資源としての役割を自覚し、事業を総合的かつ計画的に進めます。

2. 維持管理運営、事業実施に係る総合的な基本方針

センターの管理運営にあたり、聴覚障害者及び聴覚障害当事者団体、県民等からの要望や意見を集約し、適切に運営及び事業に反映させ、サービス提供の向上に努めます。

また、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「三重県手話言語条例」の理念に基づく共生社会の実現のため、地域社会に聴覚障害者に対する理解を深めるための取り組みの推進や、地域や関係機関、団体等と連携を図り、幅広い視野を持って支援できるよう、センターの専門性の向上や自己研鑽に努めます。

なお、県民の平等かつ公平な利用の機会が確保された施設運営の責務を果たすため、センター事業の周知や苦情、要望への対応、センター利用の利便性の向上に取り組んでいきます。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設利用者数	4,500人	4,550人	4,600人	4,650人	4,700人
情報発信数	240回	240回	240回	240回	240回

3. 達成目標及び事業の実施計画

(1) 字幕映像ライブラリー作品の制作・貸出事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
制作本数	24本	24本	24本	24本	24本
貸出本数	400本	400本	400本	400本	400本

(2) 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳介助員養成事業

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
手話通訳者養成講座	毎年度開催				
要約筆記者養成講座	隔年度開催				
盲ろう者通訳・介助員養成講座	隔年度開催				
手話通訳者現任研修	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
要約筆記者現任研修	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
盲ろう者通訳・介助員現任研修	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
手話通訳者統一試験強化学習会	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
全国統一要約筆記者認定試験強化学習会	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
頸肩腕障がい対策等の健康管理学習会	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
スキルアップ研修受講者数	360 人	360 人	360 人	360 人	360 人

(3) 手話通訳者等・盲ろう者通訳・介助員派遣事業

手話通訳者等及び盲ろう者介助員の登録や派遣等の事業を行い、三重県内の手話通訳者等派遣の要となるセンター的機能的を果たします。(年度目標：手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の総派遣時間：年 2,500 時間)

(4) 地域生活支援、各種相談事業、生活訓練事業

聴覚障害者が地域で暮らすにあたり、社会的障壁によってどのような困りごとや痛みがあるのかに気づき、また県民と聴覚障がい者と共に学びながら対話する機会を提供することで、双方が地域で共生できる社会づくりを推進します。

また、聴覚障害者の日常生活に関する相談などに対応できるよう、聴覚障害者当事者であり、相談支援の技術を身につけている聴覚障害者相談員を配置します。なお、遠隔地等の理由により移動困難である聴覚障害者等からの相談に対応できるよう、ICT(テレビ電話等)を活用した遠隔相談を行います。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
定期相談	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回
遠隔相談	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回
生活訓練	年間 7 日	年間 7 日	年間 7 日	年間 7 日	年間 7 日

(5) 災害発生時における被災者支援に関する事業

被災聴覚障害者への安否確認や支援活動を行うため、平常時から県内市町や企業に災害に関する協定の締結を働きかけます。また、聴覚障害者災害支援サポーターの登録を推進します。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
サポーター登録	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人

(6) 地域活動の活性化

また、県内各地域で活動する聴覚障害者団体や支援団体等の、双方の交流や情報交換を促進するため、「センターまつり」行事を開催し、地域活動団体の活性化を図ります。また、全国や県内の聴覚障害等に関する情報を収集し、それを聴覚障害者団体また手話サークル等に提供し、地域活動団体の活性化を図ります。

4. センターの活用による県民サービスの向上に関する事項

(1) 施設の機能を活用した県民サービスの向上につながる自主事業の実施

聴覚障害者と意思疎通を図る必要がある企業や団体からの手話通訳者等の派遣依頼に応じて、手話通訳者等の派遣を行います。また、手話通訳者等の派遣コーディネートを行う担当者が設置できない市町から委託を受けて派遣業務を行います。

(2) 利用者の増加につながる具体的な取組について

①利用満足度の高いコミュニケーション対応環境の構築

聴覚障害者のそれぞれのコミュニケーション手段に対し、手話、筆談等で対応ができるよう、窓口に磁気ループや会話補助装置、筆談ボードの複数設置や、職員が手話や筆談で対応できる環境を整えます。

②センターパンフレットの作成と配布

センターの概要や事業内容を紹介したセンターパンフレットを、自治体や公共施設、福祉機関、補聴器代理店や耳鼻科のある病院に配布することで、センターの周知及び利用促進を図ります。

③談話スペースの活用、視聴

談話スペースを設け、机、椅子、聴覚障害関連書籍棚、字幕映像ライブラリー作品棚の設置、また障害者放送通信機構が放送する「手話と字幕の番組目で聴くテレビ」の視聴ができるよう、環境を整えます。

④センターの特性を活かした利用促進

聴覚障害者団体や支援団体等にボランティア作業室や研修室、印刷機や紙折機を貸し出し、施設の有効利用を図ります。

⑤研修の場の提供と活用促進

聴覚障害への理解や啓発の更なる促進を図るために、センター見学や聴覚障害についての体験や講義を中心とした課外授業や研修等の実施を教育機関に働きかけ、研修の場を提供します。

(3) 利用者の声の把握と管理運営への反映方策について

アンケートを実施し、利用者からの意見・要望や苦情等を気軽に受け取れるようにし、センター事業に反映また改善に努めていきます。また、聴覚障害当事者や支援者の意見を反映できるように努め、平等かつ公平・公正な利用の確保や運営に努めているかどうかについて自己評価を行います。

